

伊万里・有田消防組合における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画（後期計画）

伊万里・有田消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号（以下「法」という。）」第19条に基づき、伊万里・有田消防本部消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

法は、平成28年4月1日（平成28年度）から平成38年3月31日（令和7年度）までの時限立法であるため、本計画は令和7年度までを計画期間とし、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を後期計画期間とする。

2 対象

本計画の対象は、伊万里・有田消防組合の消防職員とする。

3 女性職員の活躍に関する状況

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づく、消防本部及び消防署においての女性職員の職業生活における活躍に関する状況は次のとおりである。

(1) 内閣府令第2条第1号から第8号までに掲げる事項の把握

前期計画期間において採用した女性職員、及び前記計画期間以前に在職している女性職員はゼロ名である。

(2) 同条第9号の採用試験受験者総数に占める女性の割合

前期計画期間における採用試験受験者総数に占める女性の割合は、2%である。

(3) 同条第10号から第23号までに掲げる在職する職員の男女比

在職している女性職員はゼロ名であるため、男女別の状況については不問である。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標

女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

(1) 女性消防吏員の採用目標

採用試験受験者総数に占める女性の割合を向上させ、早期に女性消防吏員を1名以上採用し、以後、永続的に採用を確保する。

(2) 女性消防吏員の職業生活と勤務環境の整備目標

女性消防吏員の働きやすい職場環境の整備及び仕事と家庭との両立に資する雇用環境の拡充と支援を推進する。

(3) 女性消防吏員の役職登用目標

女性消防吏員の役職登用については、現在女性消防吏員がいないため、計画期間内での登用は難しいが、今後、早期採用を目指すとともに、係長、課長等へのポスト育成を推進していく。

5 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組の実施について

(1) 女性消防吏員の採用に向けた取組

ア 当消防組合の消防職員定数に占める女性消防吏員の割合を、今後10年で3%、20年で5%と目標値を定め、女性職員の採用に努める。

イ 消防職員採用試験受験者数の女性割合を例年5%程度確保できるように努め、後期計画期間中に1名以上を採用する。

ウ 令和3年度から、採用試験の女性受験者を増やすため、女子学生向けの体験型PRを展開する。

エ 令和3年度から、消防庁が実施する「消防本部における女性消防吏員活躍推進モデル事業」等を活用しPRを展開する。

(2) 施設・装備の改善

ア 女性消防職員の採用の動向・推移を考慮し、女性用の仮眠室、トイレ等の計画的な整備を図る。

イ 採用時の給貸与品の支給事務を円滑に行うため、女性用の被服・装備品の仕様について規定する。

(3) 取組成果の情報発信

職業生活を営み又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、本計画に基づく採用応募、受験及び採用された男女の比率などを年度ごとに、本消防組合ホームページに掲載し、併せて、継続的に女性職員採用に向けての環境及び施設整備等の進捗状況についても情報発信する。

令和3年4月1日

伊万里・有田消防本部

消防長 力 武 善 人